

富士見市手話言語条例関係資料（総合教育会議用）

平成28年2月4日

健康福祉部障がい福祉課

1. 富士見市手話言語条例（平成27年12月15日制定）

- ・富士見市手話言語条例本文
- ・全国自治体の手話言語条例制定状況

資料1

資料2

2. 手話言語条例が制定された経緯

- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、市全体には手話に対する理解が広まっていないこと。
- ・本市は、障がいのある人もない人も共に支え合い、誰からも差別されることのない共生社会の実現を目指して、全市的に「あいサポート運動」を推進している市であること。
- ・市長自ら手話言語条例関係の研修会等に参加するなど、あいサポート運動も含め、障がい者施策に対して積極的に取り組んでいること。

3. 手話言語条例に関する市の取り組みについて

条例第5条の規定に基づき、手話に関する施策を推進するための方針（推進方針）を作成し、施策を実施していくこと。

- ・推進方針の作成予定日→平成28年3月31日
- ・作成主体→障害者計画推進委員会（庁内委員会）
- ・検証機関→富士見市地域自立支援協議会（コミュニケーション部会）
- ・推進方針は状況に応じて見直しが行われる。

4. 教育現場における手話の取り組みについて

(1) 教育現場での取り組み状況（現状）

資料3

福祉教育の一環として、社会福祉協議会が主体となって実施。当事者（聴覚障がい者など）も講師として参加。

(2) 今後の取組みについて

- ・市内全小・中学校での手話に関する事業の実施。
- ・中学生対象のあいサポート研修会（手話も含めた）の実施。
- ・中学校における手話サークル・同好会への支援。

参考資料→あいサポーター研修用テキスト（富士見・三芳版）

富 士 見 市 手 話 言 語 条 例

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするとき、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解が広まっているとは言えません。

こうした中において、手話が言語であることが障害者の権利に関する条約や障害者基本法で認められ、手話に対する理解が広まり、さらに深まることが求められています。

このため、市民一人ひとりがそれぞれの言語を尊重し、コミュニケーションを図ることがとても大切です。

ここに、私たちは、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民に必要な言語として尊重されることを基本に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を行うために必要な手話に関する施策を定め、及び推進しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市は、市が別に定める障がい者に関する計画を勘案して推進方針を策定するものとする。

3 市は、推進方針について、市民の意見を聴かなければならない。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～ 手話言語条例 成立状況一覧 ～

施行順	自治体名	条例正式名称	条例文へのリンク	成立日	施行日
1	鳥取県	鳥取県手話言語条例	鳥取県HP (PDF)	2013年10月08日	2013年10月11日
2	北海道石狩市	石狩市手話に関する基本条例	石狩市HP	2013年12月16日	2014年04月01日
3	北海道新得町	新得町手話に関する基本条例	PDF	2014年03月05日	2014年04月01日
4	三重県松阪市	松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	松阪市HP (PDF)	2014年03月24日	2014年04月01日
5	佐賀県嬉野市	嬉野市心の架け橋手話言語条例	PDF	2014年06月20日	2014年07月01日
6	北海道鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	鹿追町HP (PDF)	2014年09月19日	2014年10月01日
7	兵庫県加東市	加東市手話言語条例	PDF	2014年11月27日	2015年04月01日
8	山口県萩市	萩市手話言語条例	PDF	2014年12月18日	2014年12月20日
9	兵庫県篠山市	篠山市みんなの手話言語条例	PDF	2014年12月19日	2015年04月01日
10	神奈川県	神奈川県手話言語条例	神奈川県HP (PDF)	2014年12月25日	2015年04月01日
11	群馬県	群馬県手話言語条例	群馬県HP (PDF)	2015年03月12日	2015年04月01日
12	奈良県大和郡山市	大和郡山市手話に関する基本条例	PDF	2015年03月16日	2015年04月01日
13	福島県郡山市	郡山市手話言語条例	郡山市HP (PDF)	2015年03月20日	2015年04月01日
14	北海道名寄市	名寄市みんなを結ぶ手話条例	名寄市HP	2015年03月20日	2015年03月23日
15	兵庫県神戸市	神戸市みんなの手話言語条例	PDF	2015年03月24日	2015年04月01日
16	兵庫県明石市	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	明石市HP (PDF)	2015年03月26日	2015年04月01日
17	兵庫県三木市	三木市共に生きる手話言語条例	PDF	2015年03月27日	2015年04月01日
18	京都府城陽市	手で輪を広げる城陽市手話言語条例	PDF	2015年03月30日	2015年04月01日
19	山梨県市川三郷町	市川三郷町手話言語条例	PDF	2015年09月18日	2015年10月01日
20	埼玉県朝霞市	朝霞市日本手話言語条例	PDF	2015年09月24日	2016年04月01日
21	大阪府大東市	大東市こころふれあう手話言語条例	大東市HP (PDF)	2015年09月28日	2015年11月01日
22	三重県伊勢市	伊勢市手話言語条例	PDF	2015年10月07日	2016年04月01日
23	群馬県前橋市	前橋市手話言語条例	PDF	2015年12月07日	2016年04月01日
24	埼玉県三芳町	三芳町手話言語条例	PDF	2015年12月10日	2015年12月10日
25	静岡県富士宮市	富士宮市手話言語条例	PDF	2015年12月14日	2016年04月01日
26	埼玉県富士見市	富士見市手話言語条例	PDF	2015年12月15日	2015年12月15日
27	北海道登別市	登別市ぬくもりある手話条例	-	2015年12月18日	2016年04月01日
28	兵庫県淡路市	淡路市手話言語条例	PDF	2015年12月18日	2016年04月01日
29	宮崎県日向市	日向市手話言語条例	PDF	2015年12月18日	2016年04月01日
30	千葉県習志野市※	いのある人もない人も絆(きずな)を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	PDF	2015年12月21日	2016年04月01日
31	兵庫県丹波市	丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例	PDF	2015年12月22日	2016年04月01日
32	兵庫県多可町	多可町手話言語条例	-	2015年12月25日	2016年01月01日
33	大阪府大阪市	大阪市こころを結ぶ手話言語条例	-	2016年01月15日	2016年01月18日

手話に関する取組・活動について(H27.10月調べ)

学校名	行っている○ 行っていない×	学年・教科	時間等	主な内容
鶴瀬小	○	4年・総合		・手話について、調べてまとめる。 ・ボランティアの方を招いて、話と体験活動をする。 ・児童が課題を立てて行う活動なので、ない年もある。
水谷小	○	4年・総合	8時間	・聴覚障害、視覚障害のある方をお招きし、福祉体験を含めた学習を行っている。
		特別支援学級 朝の会		・あいさつ等、簡単なコミュニケーションについて、言葉と一緒に手話で表現している。
南畑小	○	1、3年 朝の会	20回	・各学級の朝の会で、歌「ビリーブ」に合わせて、手話をつけながら歌う。
		4年・総合	2時間	・手話についての調べ学習、手話体験
関沢小	○	5年・総合	4時間	・手話について調べ学習をしたり、手話サークルの方を招いて、体験を行ったりしている。
		特別支援学級 音楽	6時間	・手話サークルの方を招き、手話を用いた歌を教えてもらい、練習し、全校に披露している。
勝瀬小	○	4年・総合	2時間	・ボランティア団体を招き、手話体験を行う。
水谷東小	○	4年・ 総合、音楽	10時間	・手話について調べ学習。ボランティアの方を招き、手話体験。 ・音楽朝会で、合唱に手話をつけた。
諏訪小	○	4年・総合	15時間	・学校内のバリアフリー施設に気づき、手話サークルの皆様をお呼びして手話体験を行い、その学習を生かして「こぶしの里」で交流活動をしている。
みずほ台小	×			
針ヶ谷小	○	4年・総合	10時間	・福祉に関する調べ学習の中で、手話に興味・関心のある児童が研究テーマとして選び、調べ学習のまとめ・発表を行っている。(全員が手話をテーマにするわけではない)
ふじみ野小	○	4年・総合	4時間	・手話についての学習をし、講師の方に来ていただき、手話の体験を行った。
つるせ台小	○	4年・総合	6時間	・ボランティアの方に来ていただき、手話を体験している。
富士見台中	×			
本郷中	○	3年・総合	2時間	・福祉教育講演会の中で、アイ・サポートの説明を受けたり、簡単な手話体験を行ったりした。
東中	○	3年・総合	20時間	・手話についての調べ学習。 ・ボランティアの方を招き、手話体験をする。 ・調べた結果や、体験した内容をまとめて発表する。 (生徒が課題設定をするので全員ではない)
西中	○	1年・総合	2時間	・手話について知り、ボランティアの方に来ていただき手話を体験する。
勝瀬中	×			
水谷中	○	3年・総合	2時間	・聴覚障害者の方の講話と手話体験学習。